

求職者支援訓練の特例措置の効果分析について

求職者支援訓練の特例措置の概要

新型コロナウイルス感染症の影響下における雇用失業情勢等を踏まえ、求職者支援訓練において、令和3年2月から令和5年3月31日までを期限とする以下の特例措置を実施している。

実践コースの訓練期間の認定基準等に関する特例 (省令事項)

訓練期間 **3か月以上 (※) 6か月以下**
(※) 就職氷河期世代等向けの訓練は2か月以上

訓練時間 **月100時間以上かつ一日当たり原則5時間以上 (※) 6時間以下**
(※) 就職氷河期世代等向けの訓練は月80時間以上かつ一日あたり原則3時間以上

付加奨励金の就職率要件
1万円/人月：**35%以上60%未満**
2万円/人月：**60%以上**

就職率による欠格要件 **35%未満**

オンライン訓練に関する特例 (業務取扱要領において規定)

通所割合 **総訓練時間の40%以上**

訓練の認定基準に係る訓練実施実績の要件の緩和に関する特例 (省令事項)

認定を受けようとする職業訓練（申請職業訓練）の開始日から遡って3年間において、申請職業訓練と同程度の訓練期間及び訓練時間の職業訓練 (※) を適切に行った実績が必要。

(※) 求職者支援訓練以外の訓練を含む。

訓練期間 (※1) **2週間以上 6か月以下**

訓練時間 (※2) **月60時間以上かつ一日当たり原則2時間以上 6時間以下**

付加奨励金の就職率要件
(※1又は※2に該当する場合)
1万円/人月：**30%以上55%未満**
2万円/人月：**55%以上**

就職率による欠格要件
(※1又は※2に該当する場合) **30%未満**

通所割合 **総訓練時間の20%以上**

左記の実績の他に、**3年より前に申請職業訓練と同程度の訓練期間及び訓練時間の求職者支援訓練を適切に行った実績がある場合も認定可能とする。**

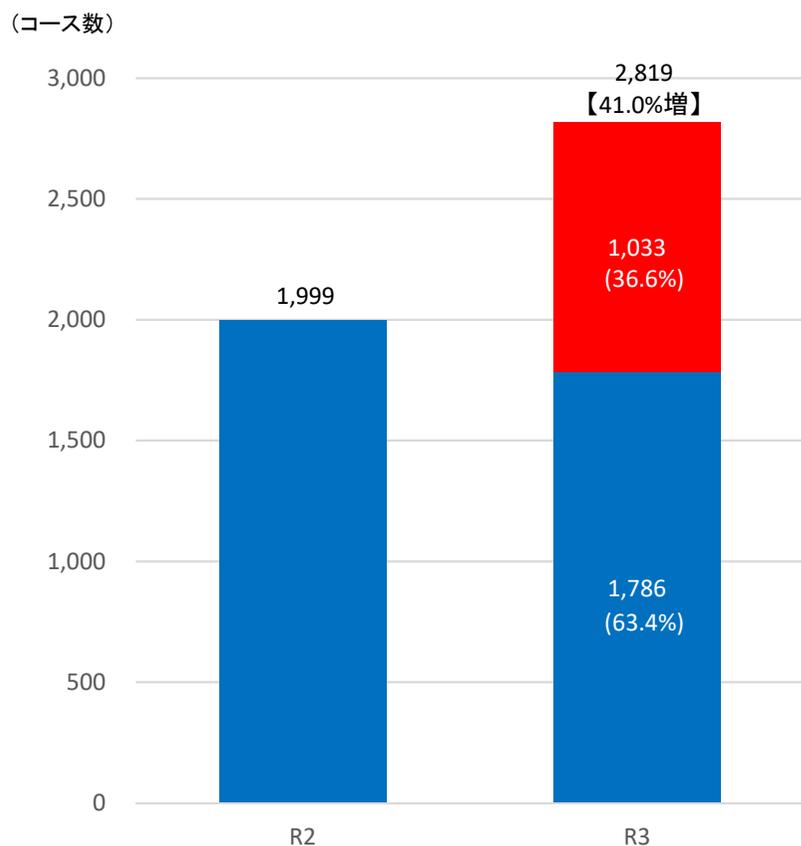
特例措置導入前

特例措置導入後

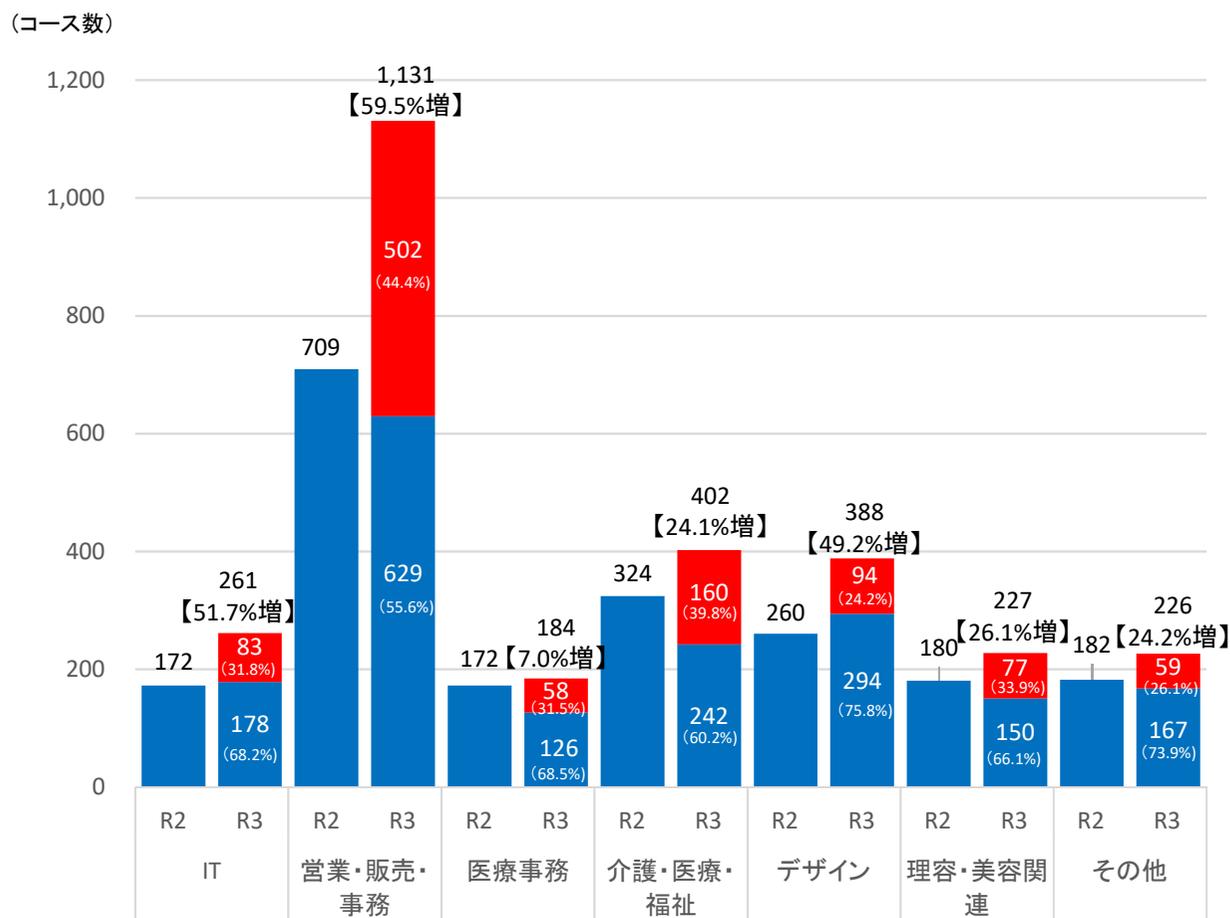
通常訓練と短期間・短時間訓練のコース設定状況

- ・令和3年度の実践コースの設定数は、対前年度比で約41%増となっている。また、令和3年度に開始した実践コースに占める短期間・短時間訓練の割合は約37%となっている。
- ・分野別に見ると、実践コースに占める短期間・短時間訓練の占める割合は、営業・販売・事務で最も高く約44%となっている。

【全分野】



【分野別】



■ 通常訓練 ■ 短期間・短時間訓練

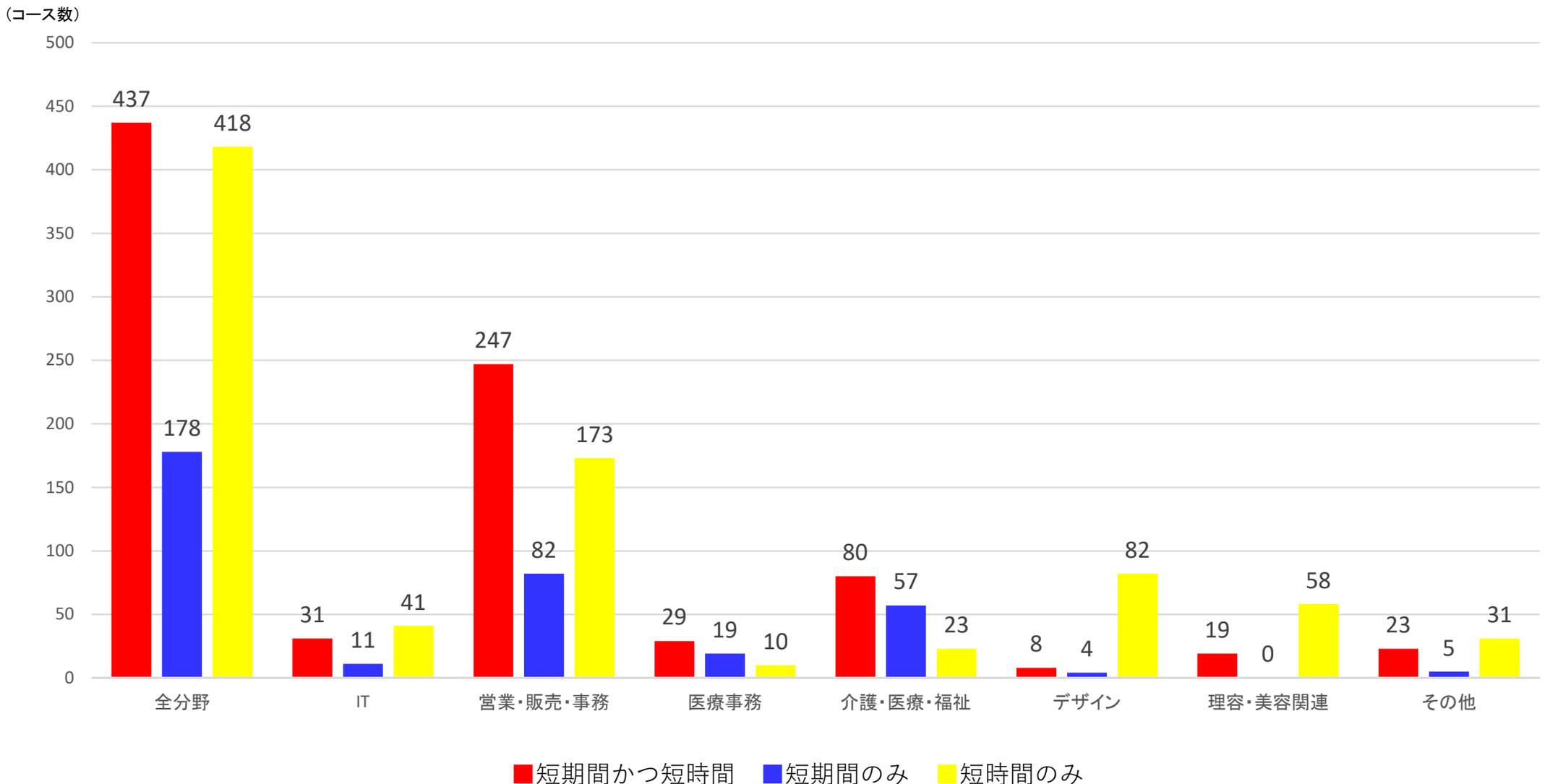
※ 各年度に開始した実践コースについて集計（令和2年度1,999コース、令和3年度2,819コース）

※ 【 】の数値は、対前年度比の増減率

※ 短期間・短時間訓練（【訓練期間】3か月～6か月→2週間～6か月、【訓練時間】月100時間以上→月60時間以上）は、令和3年2月25日から開始（P1参照）

短期間・短時間訓練(区分別)のコース設定状況

・短期間・短時間訓練のコース設定状況を「短期間かつ短時間」「短期間のみ」「短時間のみ」に区分すると、全分野の総計で「短期間のみ」のコース設定数が他の区分を大きく下回っている。



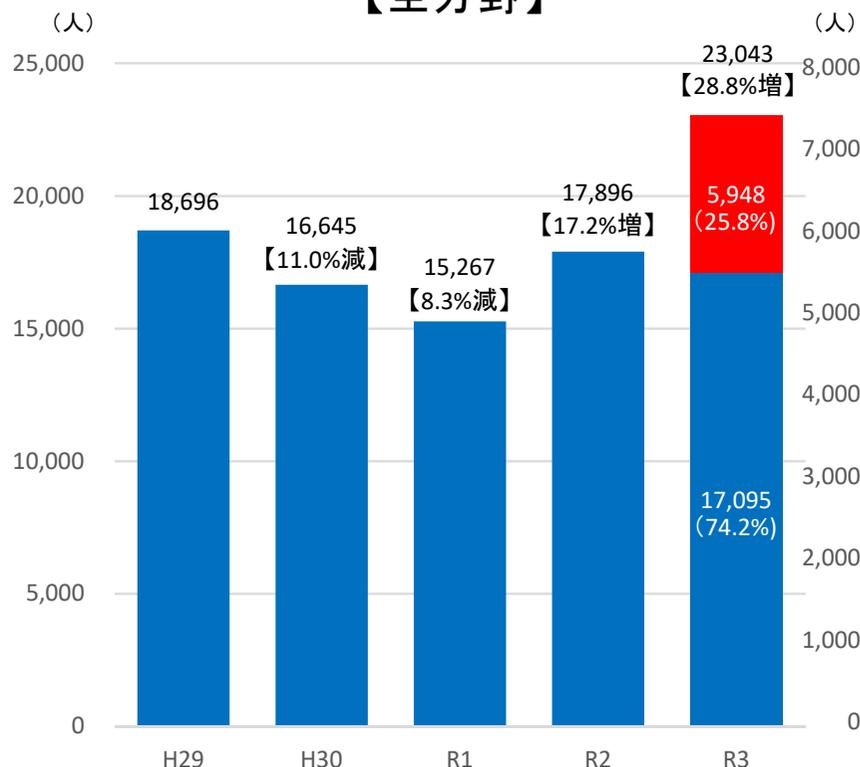
※ 令和3年度に開始した短期間・短時間訓練コースについて集計(1,033コース)

※ 短期間・短時間訓練(【訓練期間】3か月～6か月→2週間～6か月、【訓練時間】月100時間以上→月60時間以上)は、令和3年2月25日から開始(P1参照) 3

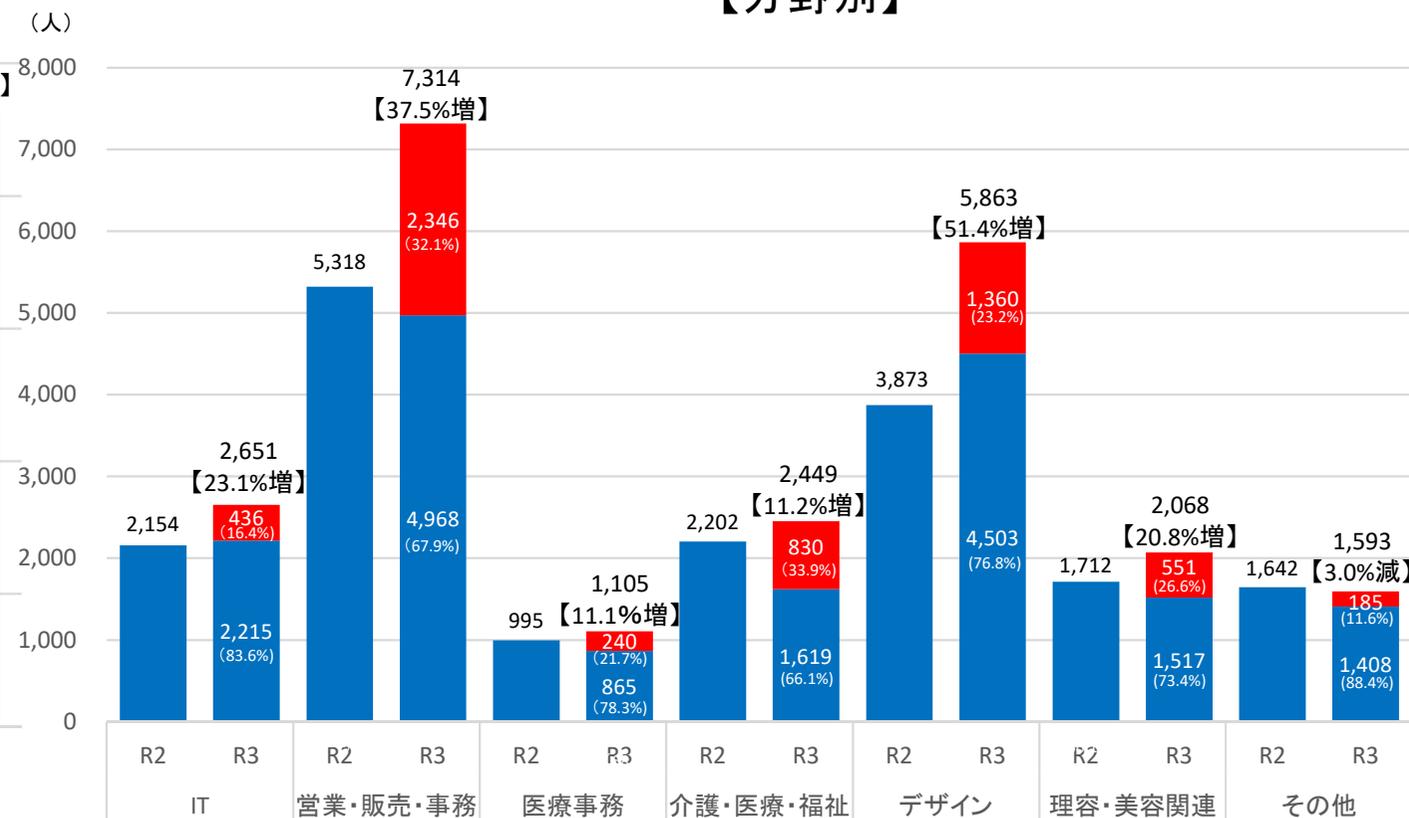
通常訓練と短期間・短時間訓練の受講者数の推移

- ・実践コースの受講者数は、平成29年度以降、減少傾向にあったが、令和2年度以降は、増加基調に転じている。特に、令和3年度の受講者数は、短期間・短時間訓練の導入による効果もあり、対前年度比で約29%増となっている。
- ・分野別に見ると、実践コースに占める短期間・短時間訓練の占める割合が介護・医療・福祉で最も高く約34%となっている。

【全分野】



【分野別】



■ 通常訓練 ■ 短期間・短時間訓練

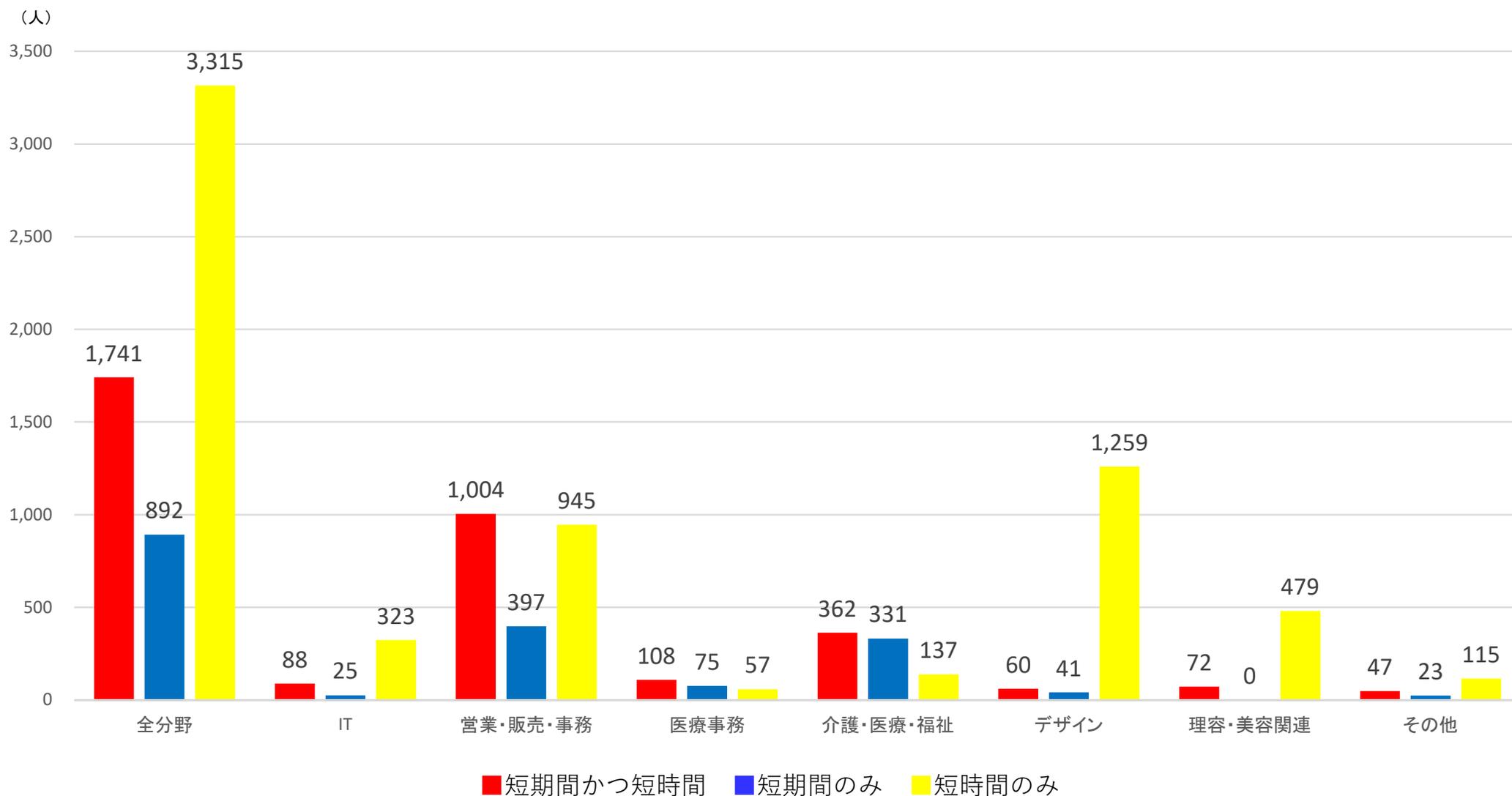
※ 各年度に開始した実践コース（令和2年度1,999コース、令和3年度2,819コース）の受講者数について集計

※ 【 】の数値は、対前年度比の増減率

※ 短期間・短時間訓練（【訓練期間】3か月～6か月→2週間～6か月、【訓練時間】月100時間以上→月60時間以上）は、令和3年2月25日から開始（P1参照） 4

短期間・短時間訓練(区分別)の受講者数の内訳

・短期間・短時間訓練の受講者数を「短期間かつ短時間」「短期間のみ」「短時間のみ」に区分すると、全分野の総計で「短時間のみ」が他の区分を大きく上回っている。また、分野別に見ると、特に、IT、デザイン、理容・美容関連において、「短時間のみ」の受講者数が占める割合が高くなっている。

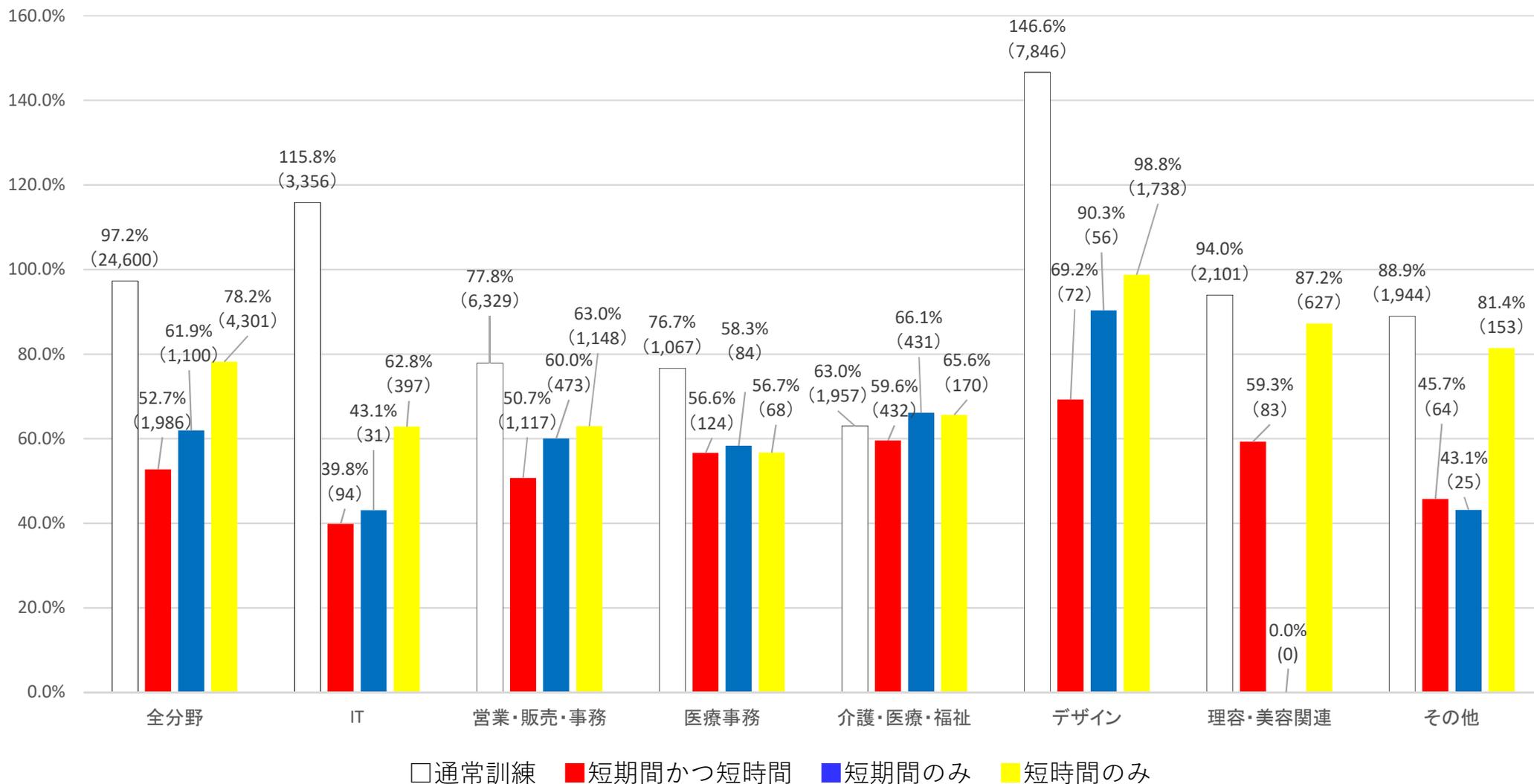


※ 令和3年度に開始した短期・短時間訓練コースの受講者数について集計(5,948人)

※ 短期間・短時間訓練(【訓練期間】3か月～6か月→2週間～6か月、【訓練時間】月100時間以上→月60時間以上)は、令和3年2月25日から開始(P1参照) 5

短期間・短時間訓練(区分別)の応募倍率

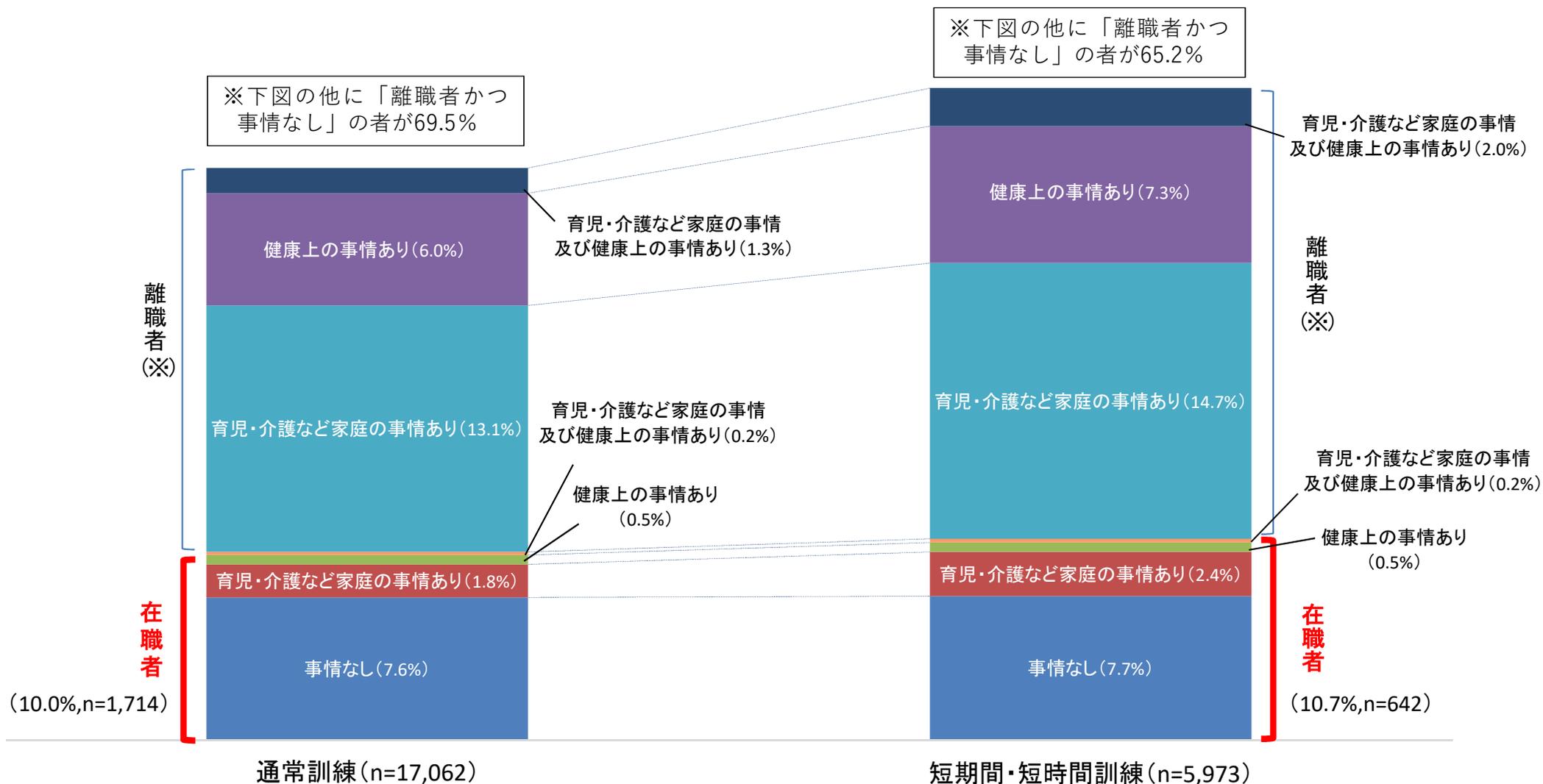
- ・短期間・短時間訓練における応募倍率を「短期間かつ短時間」「短期間のみ」「短時間のみ」に区分すると、全分野の総計で、いずれの区分も通常訓練に比べて低くなっている。
- ・短期間・短時間訓練のうち「短時間のみ」の応募倍率は、全分野の総計で「短期間かつ短時間」及び「短期間のみ」に比べて高くなっている。



※ 令和3度に開始した実践コースの応募倍率（受講申込者数/開講定員数）について集計
 ※ 括弧内の数値は、受講申込者数
 ※ 短期間・短時間訓練（【訓練期間】3か月～6か月→2週間～6か月、【訓練時間】月100時間以上→月60時間以上）は、令和3年2月25日から開始（P1参照） 6

通常訓練と短期間・短時間訓練の受講者の属性 (訓練の受講にあたり抱える諸事情(在職、育児・介護、健康上の理由)の別)

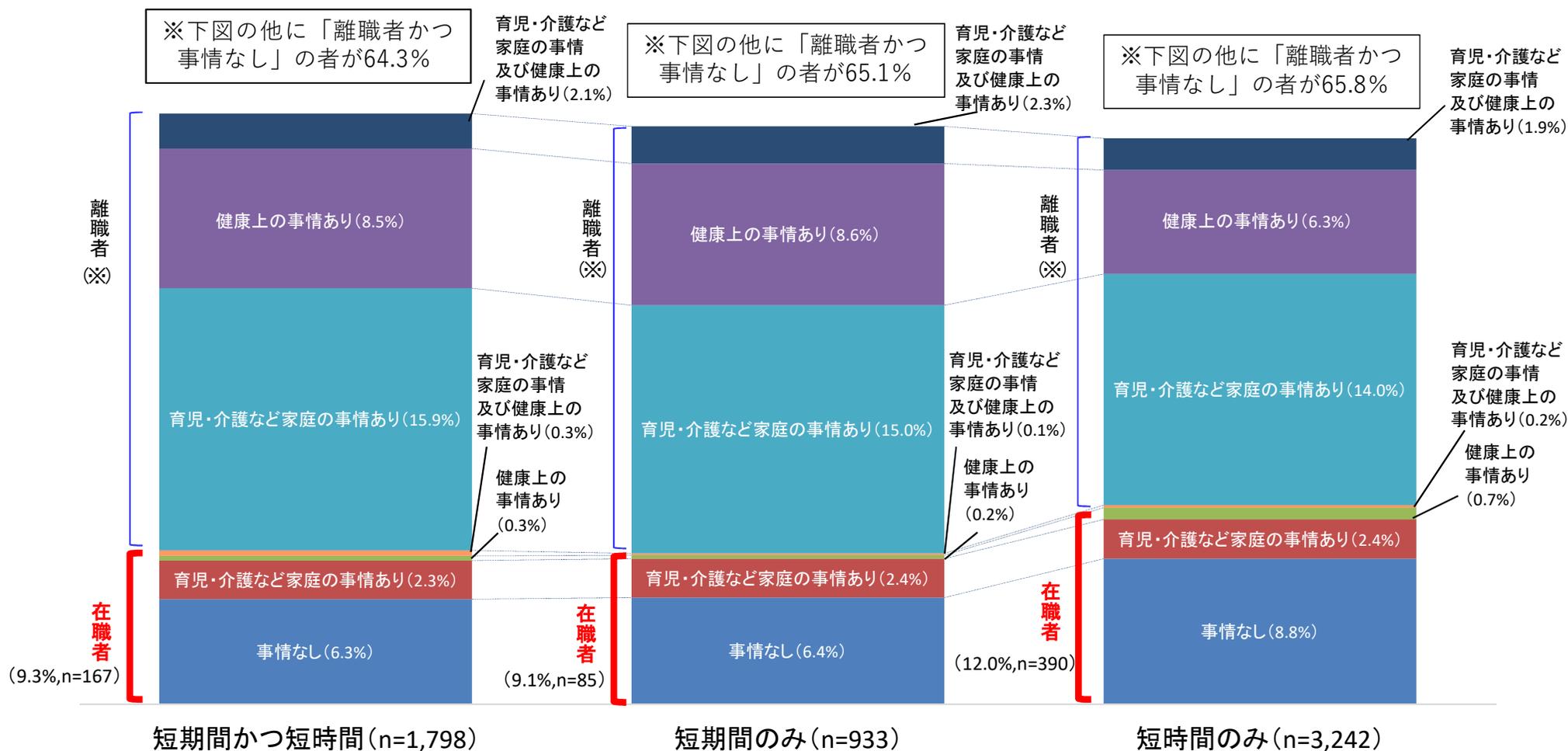
- ・受講者が訓練の受講にあたり抱える諸事情の別を見ると、通常訓練、短期間・短時間訓練ともに、「離職者かつ育児・介護など家庭の事情ありの者」の割合が最も高くなっている。
- ・通常訓練と短期間・短時間訓練の間で、訓練の受講にあたり抱える諸事情の別の割合の分布に顕著な差はない。



※ 令和3年4月～令和4年3月中に開始し、令和4年8月末までに終了した実践コースの受講者（令和4年9月以降に終了するコースを同年8月末までに中退した者を含む）について集計
 ※ 短期間・短時間訓練（【訓練期間】3か月～6か月→2週間～6か月、【訓練時間】月100時間以上→月60時間以上）は、令和3年2月25日から開始（P1参照）

短期間・短時間訓練(区分別)の受講者の属性 (訓練の受講にあたり抱える諸事情(在職、育児・介護、健康上の理由)の別)

・短期間・短時間訓練を「短期間かつ短時間」「短期間のみ」「短時間のみ」に区分したうえで在職者の割合を比較すると、「短時間のみ」が他の区分より、やや高くなっている。



※ 令和3年4月～令和4年3月中に開始し、令和4年8月末までに終了した実践コースの受講者（令和4年9月以降に終了するコースを同年8月末までに中退した者を含む）について集計
※ 短期間・短時間訓練（【訓練期間】3か月～6か月→2週間～6か月、【訓練時間】月100時間以上→月60時間以上）は、令和3年2月25日から開始（P1参照）

短期間・短時間訓練の受講事例

子育て中の方や健康上の配慮が必要な方

- (事例1) 障害のある子供の育児を抱えており、訓練期間及び時間に制約があったため、短期間・短時間でパソコンスキルを学ぶ訓練を受講。一般事務職(パート)として就職。
- (事例2) 就学前の子の養育や定期的な通院があり、フルタイムでの再就職が困難であったため、就職先の可能性を広げるべく、ライフスタイルに合った短期間・短時間のパソコンスキルを学ぶ訓練を受講。パソコンスキルを活かし、在庫管理、出荷業務を担う職場に就職。
- (事例3) 前職の保育士を適応障害のため離職し、事務職での再就職を希望するも、パソコンスキルに自信がなく、また、体調面を考慮して、同スキルを学ぶ短時間の訓練を受講。訓練修了後は、人に物事を教える仕事に興味を沸き、パソコンのサブインストラクターとして再就職。

より早期の就職を希望する離職中の方

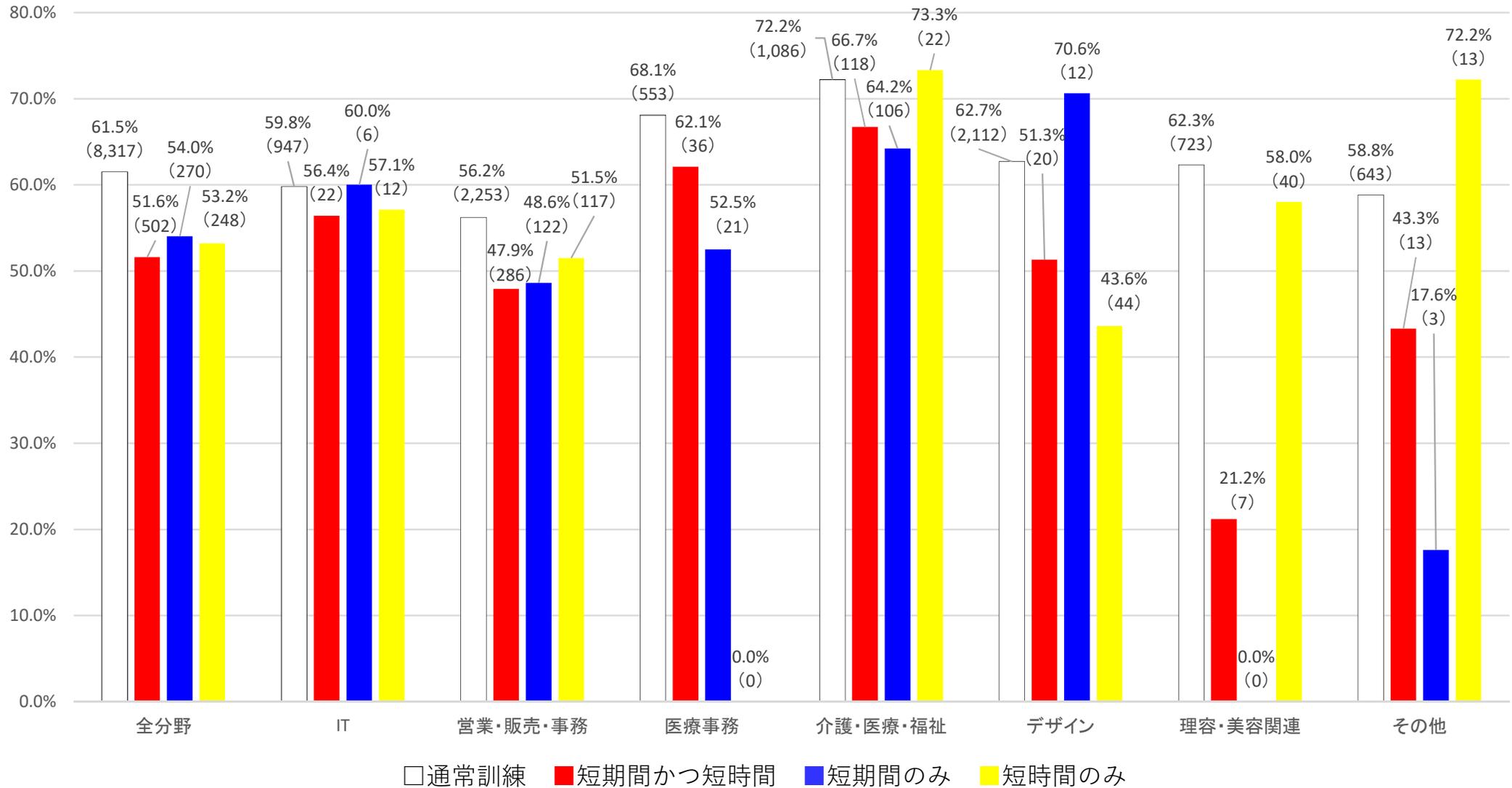
- (事例1) 介護職に従事していたが肩の痛みが強くなったため、転職を希望し離職。再就職先の幅を広げるため、また、早期就職を希望していたことから、パソコンスキルを学べる短期間の訓練を受講し、医療事務職に転職。
- (事例2) 離職後、過去に経理業務に従事していた経験から、簿記関係の訓練に関心を持つ。離職期間中は、就職活動を積極的に行っており、訓練受講と並行して、引き続き就職活動にも力を入れることができるよう短期間訓練を受講し、希望の事業所へ就職。
- (事例3) 前職は看護師であり、事務職として早期の再就職を希望するも、パソコンスキルが不足していることを理由に採用面接の結果が芳しくなかったことから、基本的なパソコンスキルを学べる短期間の訓練を受講し、事務職として再就職。

新型コロナウイルスの影響によりシフト(勤務日や勤務時間)が減少又は離職した方

- (事例1) 母子家庭で3人の子供を養育。宿泊業で就労していたが、新型コロナウイルスの影響により、ホテルが休業する等したため勤務日数が減少。そうした状況からホテル業界は雇用が不安定であると考え、介護職への転職を希望。働きながら短期間の介護分野の訓練を受講し、介護職員に転職。
- (事例2) 飲食店にてパートで勤務する母子家庭の母。新型コロナウイルスの影響でシフトが減少したことから、安定した事務職(正社員)への転職を希望。しかし、今まで飲食店の接客経験しか無く、事務職に必要なパソコンスキルが無かったため、訓練の受講によりパソコンスキルの習得を目指すことを希望。一方で、子供を保育園に預けていたため、送迎が必要であることから、訓練との両立が可能な短期間・短時間のパソコンスキルを学ぶ訓練を受講し、事務職(正社員)に転職。

短期間・短時間訓練(区分別)の就職率

・短期間・短時間訓練の就職率を「短期間かつ短時間」「短期間のみ」「短時間のみ」に区分したうえで通常訓練と比較すると、いずれも10%程度低く、当該区分に応じた顕著な差は無い結果となっている。なお、分野によって当該区分に応じた就職率にバラツキがあるが、集計対象の母数が少ないことが影響しており、その点は留意が必要である。



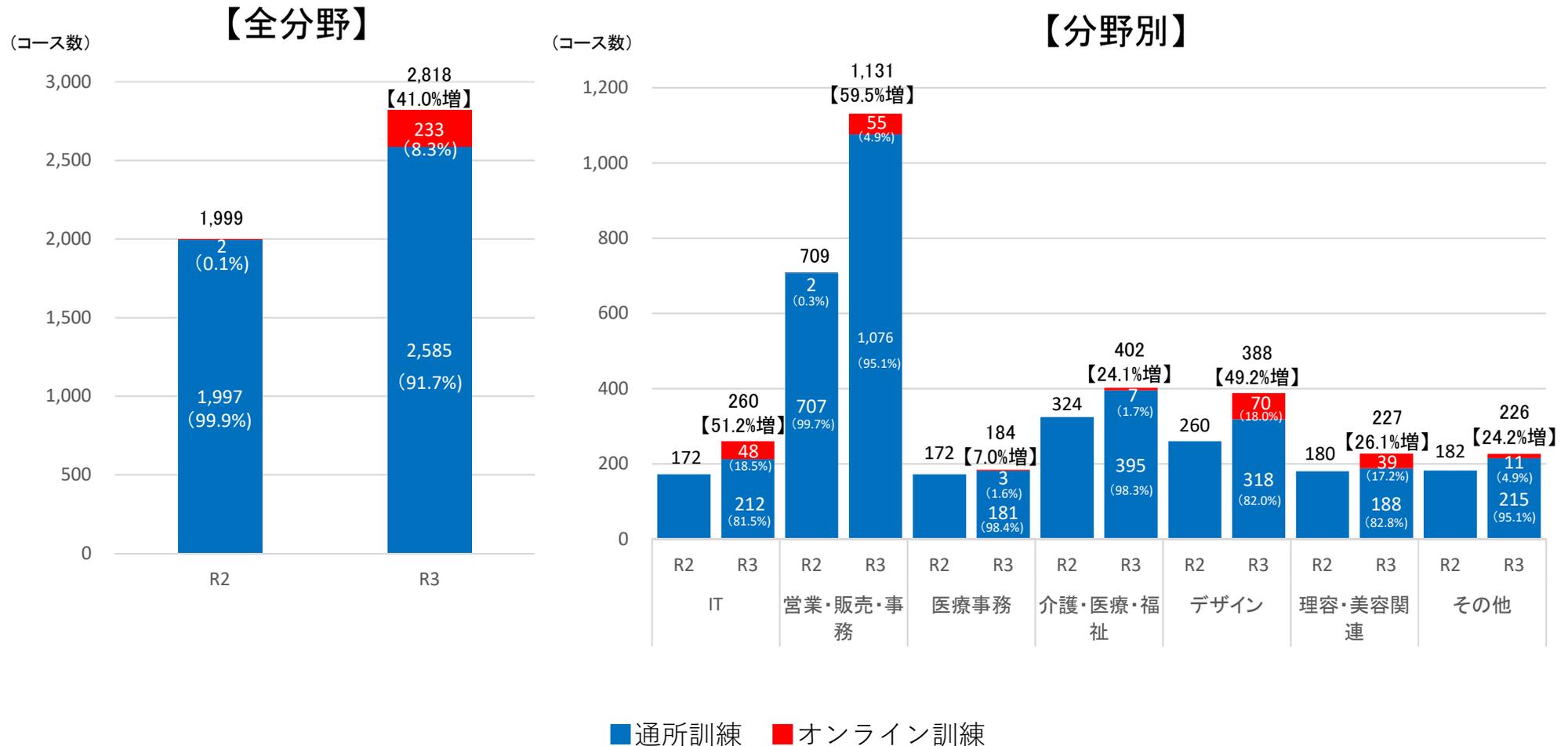
※ 令和3年4月～令和4年1月末までに終了した実践コースにおける訓練終了後3か月以内の雇用保険適用就職率について集計
(通常訓練：1,365コース、短期間・短時間訓練：297コース)

※ 括弧内の数値は、雇用保険適用就職者数

※ 短期間・短時間訓練(【訓練期間】3か月～6か月→2週間～6か月、【訓練時間】月100時間以上→月60時間以上)は、令和3年2月25日から開始(P1参照) 10

オンライン訓練のコース設定状況

- ・令和3年度に開始した実践コースの設定数に占めるオンライン訓練の割合は、約8%となっている。
- ・分野別に見ると、IT、デザイン、理容・美容関連の訓練コースに占めるオンライン訓練の割合はそれぞれ約17~19%となっており、他の分野と比較すると高くなっている。

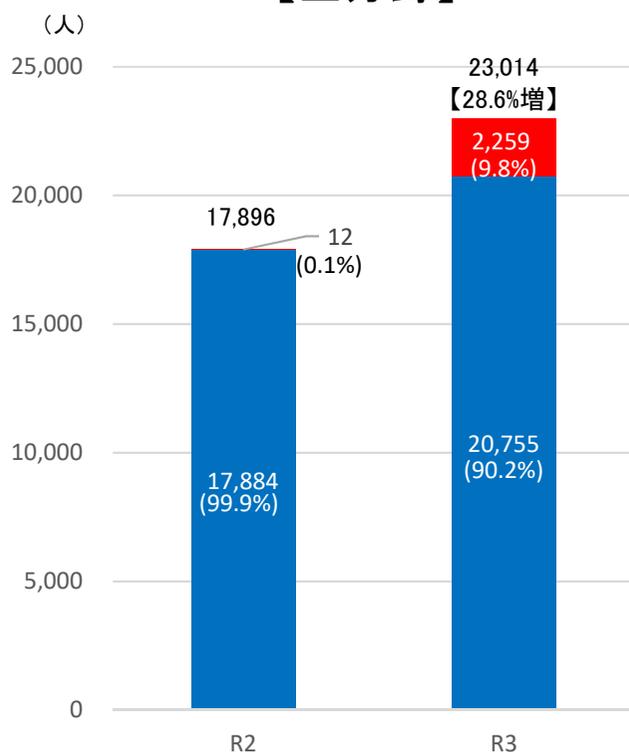


※ 各年度に開始した実践コース（eラーニングコースを除く）について集計（令和2年度1,999コース、令和3年度2,818コース）
 ※ 【 】の数値は、対前年度比の増減率
 ※ オンライン訓練は、令和3年2月12日から開始

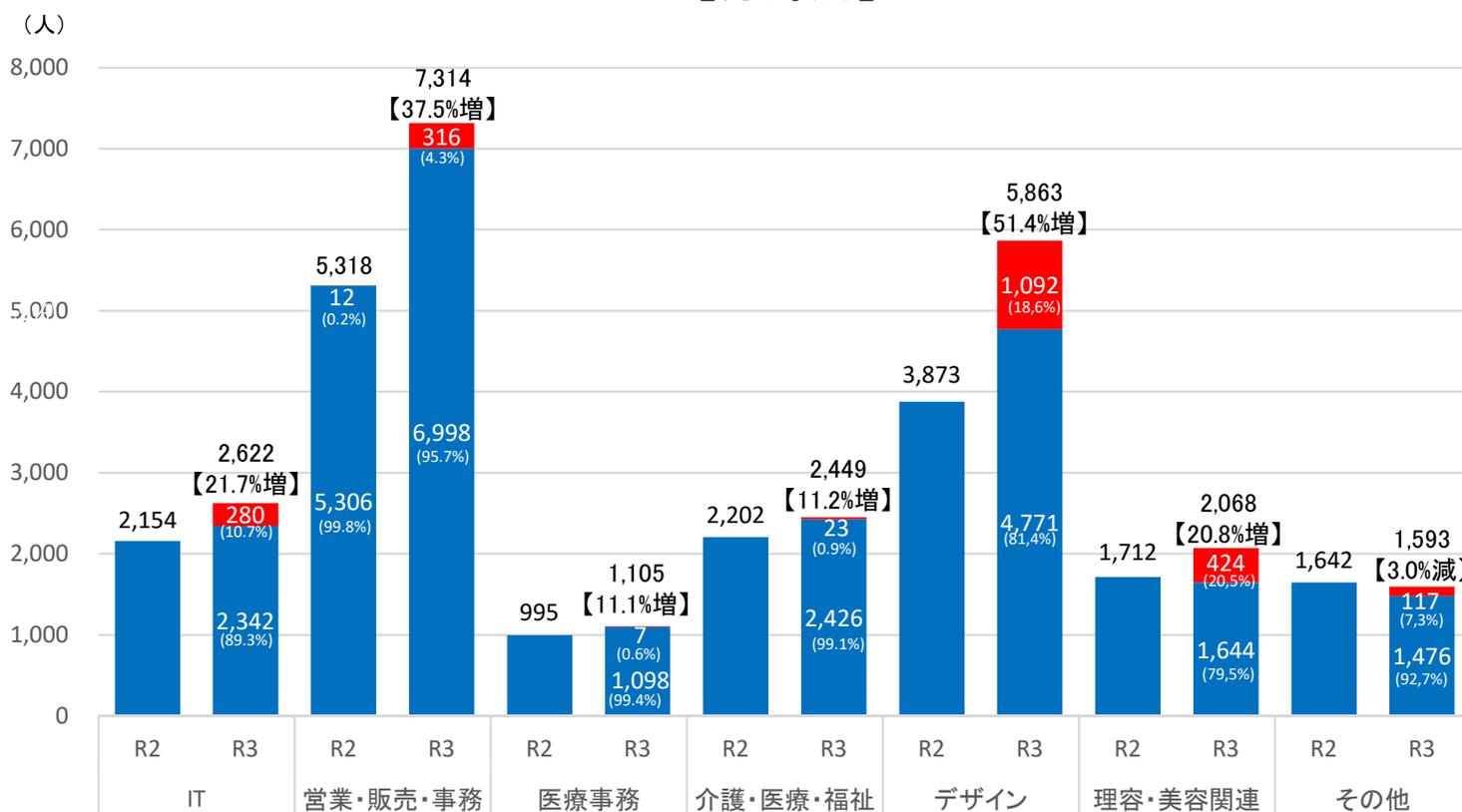
オンライン訓練の受講者数

- ・令和3年度に開始した実践コースに占めるオンライン訓練の受講者の割合は、約10%となっている。
- ・分野別に見ると、理容・美容関連で約21%、デザインで約19%、ITで約11%と、他の分野と比較してオンライン訓練の受講者の割合が高くなっている。

【全分野】



【分野別】

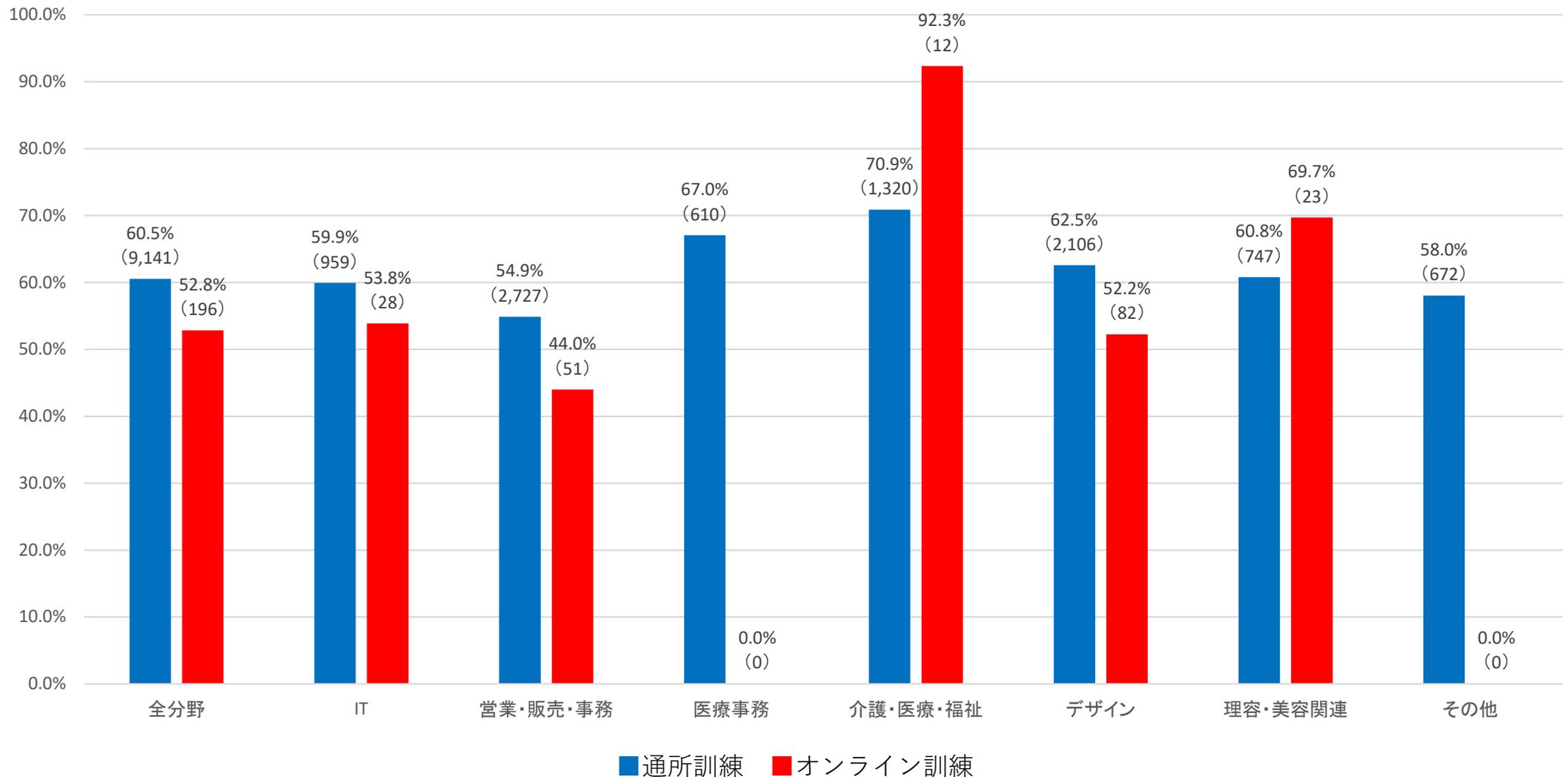


■ 通所訓練 ■ オンライン訓練

- ※ 各年度に開始した実践コース（eラーニングコースを除く）について集計（令和2年度1,999コース、令和3年度2,818コース）
- ※ 【 】の数値は、対前年度比の増減率
- ※ オンライン訓練は、令和3年2月12日から開始

オンライン訓練の就職率

- ・通所訓練に比べてオンライン訓練は、全分野の総計で就職率が10%程度低い結果となっている。
- ・なお、分野によって当該区分に応じた就職率にバラツキがあるが、集計対象の母数が少ないことが影響しており、その点は留意が必要である。



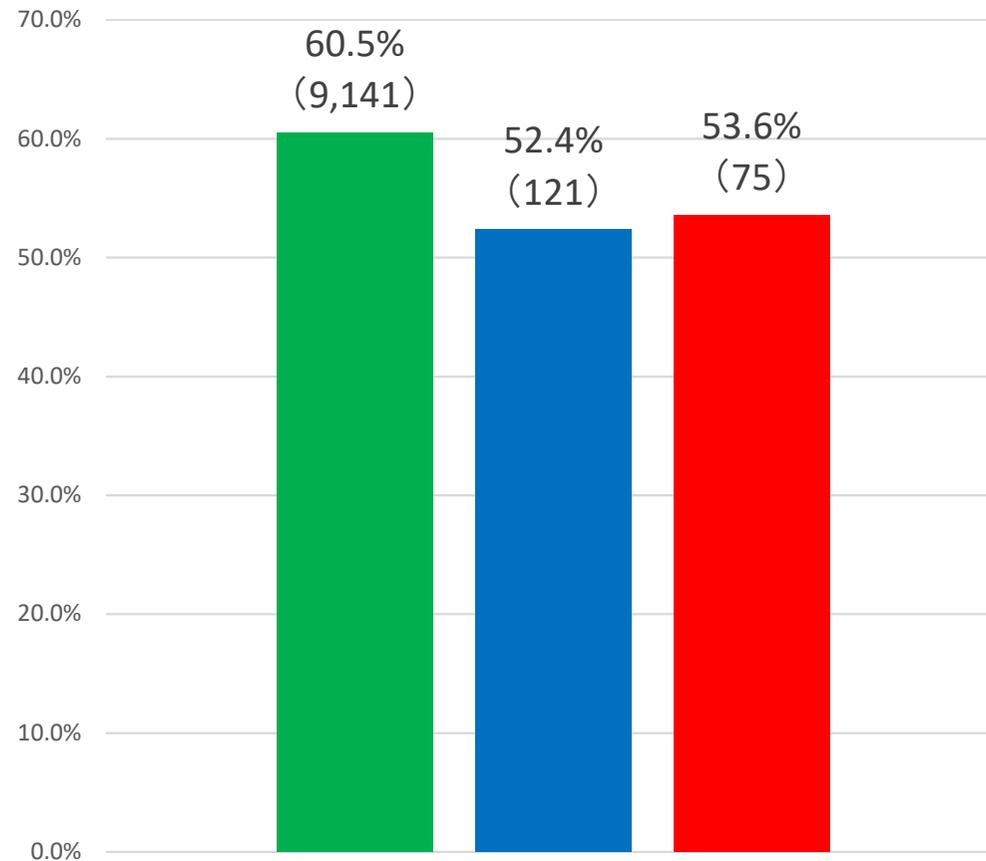
※ 令和3年4月～令和4年1月末までに終了した実践コースにおける訓練終了後3か月以内の雇用保険適用就職率について集計
(通所訓練：1,617コース、オンライン訓練：45コース)

※ 括弧内の数値は、雇用保険適用就職者数

※ オンライン訓練は、令和3年2月12日から開始

オンライン訓練の通所割合別の就職率

・オンライン訓練における通所割合別の就職率を見ると、通所割合が40%以上の訓練と同割合が20%以上40%未満の訓練において、就職率に顕著な差はない。



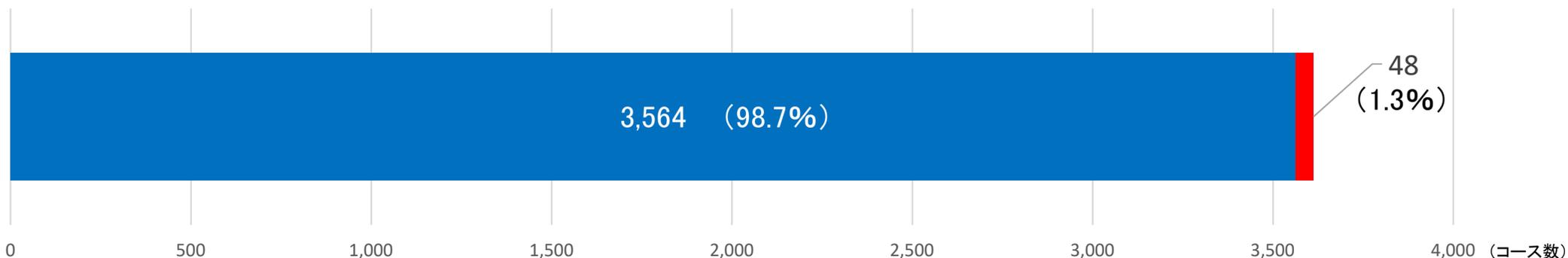
■ 通所訓練 ■ 通所割合が40%以上のオンライン訓練 ■ 通所割合が20%以上40%未満のオンライン訓練

- ※ 令和3年4月～令和4年1月末までに終了した実践コースにおける訓練終了後3か月以内の雇用保険適用就職率について集計
(通所割合が20%以上40%未満の訓練コース：17コース、通所割合が40%以上の訓練コース：28コース)
- ※ 括弧内の数値は、雇用保険適用就職者数
- ※ オンライン訓練は、令和3年2月12日から開始。また、オンライン訓練の通所割合は、原則、総訓練時間の40%以上であるところ、令和3年2月25日から令和4年度末まで、同割合を総訓練時間の20%以上とする要件緩和を実施

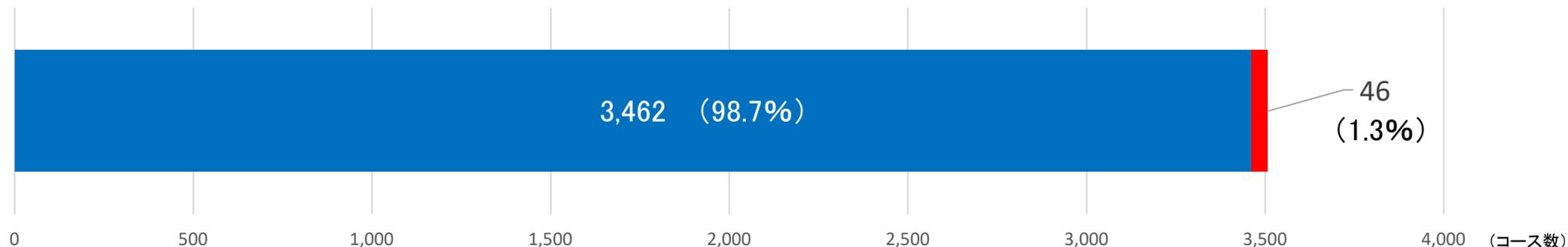
訓練の認定基準に係る訓練実施実績の要件の緩和の活用状況

- ・本要件緩和の活用状況を見ると、訓練の申請数及び認定数ともに、令和3年度に開始した基礎及び実践コースに占める本要件緩和に係る活用割合は、約1%となっている。
- ・本要件緩和の活用が進まなかった要因について、訓練実施機関の開拓業務を担う（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構にヒアリングを行ったところ、「過去に求職者支援訓練を実施していた教育訓練機関が、教育訓練事業から既に撤退していた」「求職者支援訓練から撤退した要因が、受講者数が低調で、現行の奨励金の支給額では採算が採れないことによるものであった」等の回答が得られた。

【申請数：3,612コース】



【認定数：3,508コース】



■ 従来の認定基準：申請職業訓練の開始日から遡って3年間において、申請職業訓練と同程度の訓練期間及び訓練時間の職業訓練（求職者支援訓練以外の訓練を含む。）を適切に行った実績

■ 緩和措置後の認定基準：申請職業訓練の開始日から遡って3年より前に申請職業訓練と同程度の訓練期間及び訓練時間の求職者支援訓練を適切に行った実績

※ 令和3年度に開始した基礎及び実践コースについて集計

※ 本基準緩和は、令和3年2月12日から開始

特例措置の効果に係る分析結果①

【短期間・短時間訓練】

- ・ 令和3年度の求職者支援訓練(実践コース)のコース設定数は対前年度比約41%増となっている(P2参照)。一方、受講者数はそれを下回る同約29%増となっている(P4参照)。
- ・ 短期間・短時間訓練の設定状況について分野別に見ると、同訓練の占める割合が営業・販売・事務で最も高く約44%となっている(P2参照)。一方、受講者数では、同割合が介護・医療・福祉で最も高く約34%となっている(P4参照)。
- ・ 短期間・短時間訓練を「短期間かつ短時間」「短期間のみ」「短時間のみ」に区分すると、コース設定数は全分野の総計で「短期間のみ」が他の区分を大きく下回っている(P3参照)。一方、受講者数では全分野の総計で「短時間のみ」が他の区分を大きく上回っている(P5参照)。
- ・ 短期間・短時間訓練の応募倍率は、全分野の総計で通常訓練の同倍率より下回っている(P6参照)。
- ・ 通常訓練と短期間・短時間訓練の受講者の属性を「在職」「育児・介護」「健康上の理由」に区分したうえで比較すると、訓練期間・時間の長短にかかわらず、理由別の割合に顕著な差はない(P7参照)。
- ・ 短期間・短時間訓練を「短期間かつ短時間」「短期間のみ」「短時間のみ」に区分したうえで在職者の割合を比較すると、「短時間のみ」が他の区分より、やや高くなっている(P8参照)。
- ・ 短期間・短時間訓練の就職率を「短期間かつ短時間」「短期間のみ」「短時間のみ」に区分したうえで通常訓練と比較すると、いずれも10%程度低く、当該区分に応じた顕著な差は無い結果となっている(P10参照)。

【論点】

- 短期間・短時間訓練は、在職者や様々な事情を抱える求職者に効果的な措置だったのか。
- 短期間・短時間訓練の就職率が通常訓練より低いのはなぜか。

特例措置の効果に係る分析結果②

【オンライン訓練】

- ・ 令和3年度に開始した実践コースの設定数に占めるオンライン訓練の割合は約8%(P11参照)、受講者数では同訓練の割合が約10%となっている(P12参照)。
- ・ オンライン訓練の設定状況について分野別に見ると、IT、デザイン、理容・美容関連における同訓練の占める割合(約17~19%)は、他分野と比較して10%以上高い結果となっている(P11参照)。また、受講者数においても、それらの分野における同訓練の占める割合は他分野と比較して同様に高い結果となっている(P12参照)。
- ・ 通所訓練に比べてオンライン訓練は、全分野の総計で就職率が10%程度低い結果となっている(P13参照)。一方、オンライン訓練について、通所割合に応じた就職率を見ると、同割合が40%以上の訓練と同割合が20%以上40%未満の訓練で顕著な差はない結果となっている(P14参照)。

【論点】

- オンライン訓練は十分に設定されたのか。
- オンライン訓練の就職率が通所訓練より低いものの、通所割合の増減で顕著な差がなかったことをどのように考えるか。

【訓練の認定基準に係る訓練実施実績の要件の緩和】

- ・ 本要件緩和の活用状況を見ると、訓練の申請数及び認定数ともに、令和3年度に開始した基礎及び実践コースに占める活用割合は、約1%と極めて低い結果となっている(P15参照)。

【論点】

- 訓練の認定基準に係る訓練実施実績の要件の緩和は継続すべきか。